

大腸がん検診無料クーポン券の送付

—働く世代への大腸がん検診推進事業—

大腸がんは、年間の罹患数10万人以上、死亡者数4万人以上とわが国に多いがんです。特に働き盛りの40歳代から罹患者数、死亡者数ともに増加します。大腸がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及、啓発を図ることを目的として、対象年齢に達した方に、検診手帳と無料クーポン券を配布します。

【対象】 平成23年4月20日時点で高浜市に住民票があり、以下の年齢に該当する方

(対象の方で国民健康保険加入者には「節目検診」と記入した受診券を送付しています。)

年齢※	生年月日
40歳	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
45歳	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
50歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
55歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
60歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日

※平成23年4月1日時点

★次の方は、保健福祉グループまでお問い合わせください。

- ・対象となる方で、平成23年4月1日以降、「無料クーポン券」がお手元に届くまでに、市が実施する大腸がん検診を受診された方(総合検診、成人ドックを除く)
- ・対象となる方で、平成23年4月21日以降に高浜市に転入され、大腸がん検診を希望する方
- ・対象となる方で、10月中旬になつても「検診手帳」と「無料クーポン券」が届かない方

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

10月1日～11月30日 麻薬・覚せい剤乱用防止運動

薬物の乱用は法律で厳しく処罰されます。薬物の乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で薬物を使うことです。覚せい剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

■覚せい剤を乱用した場合の罰則(覚せい剤取締法)

●輸入・輸出・製造…1年以上の有期懲役 ●所持・譲渡・譲受・使用…10年以下の懲役

■乱用される危険のある薬物と体に及ぼす影響

覚せい剤 幻覚・妄想、フラッシュバックをおこす、血圧が異常に高くなる、静脈に炎症を起こす、強い疲労感や倦怠感や脱力感におそわれる。

大 麻 精神障がい(大麻精神病)、生殖機能への悪影響、肺ガンの誘発など。

MDMA 混乱・憂うつ、睡眠障がい、脳卒中、けいれん、記憶障がい、心臓の機能不全・心臓発作、肝臓の機能不全など。

シンナー 記憶力低下、幻覚・妄想、認知障がい、歯がぼろぼろになる、視力の低下・失明する、生殖器の萎縮、手足のふるえ・しびれ・麻痺など。特に成長期の青少年には、背が伸びない・筋肉がおとろえる・体重が減るなどの症状が現れ、脳やからだの発育をさまたげる原因となります。

相談窓口

・東海北陸厚生局麻薬取締部 ☎052-961-7000 ・愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
・愛知県警察本部警務課 ☎052-953-9110 ・愛知県衣浦東部保健所 ☎22-1699

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871